



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 4 4 号 令和 2 年 9 月 1 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
8 2	徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則	医療政策課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第八十二号）

- 一 第一看護学科の推薦入学の許可の対象を当該学科の定員の六・二五の範囲内に改めることとした。
- 二 その他所要の改正を行うこととした。
- 三 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第八十二号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「十分の四」を「十分の六・二五」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「齋齋」の次に「（齋齋）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第二号及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。